

生徒減少期における佐賀県立高等学校の
再編整備について

答 申

平成14年2月5日

佐賀県県立高等学校再編整備審議会

平成14年2月5日

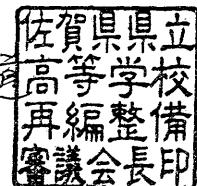
佐賀県教育委員会

教育長 松尾正廣様

佐賀県県立高等学校再編整備審議会

会長

佐々宣道



生徒減少期における佐賀県立高等学校の

再編整備について（答申）

本審議会は、諮問を受けた標記の事項について、平成13年4月27日以来、慎重に審議を重ね、このたび別記のとおり審議結果を取りまとめたのでここに答申する。

目 次

	頁
はじめに	1
I 県立高等学校の現状と課題	
1 生徒減少の状況	2
2 県立高等学校の配置状況	3
II 近年の本県高等学校教育改革	
1 県立高等学校の改善	5
2 中高一貫教育の検討	7
III 県立高等学校の再編整備の基本的な考え方	
1 再編整備の必要性	9
2 県立高等学校の適正規模と再編基準	
(1) 県立高等学校の適正規模	10
(2) 県立高等学校の再編基準	11
3 県立高等学校の適正配置	
(1) 全日制高等学校	
① 普通科	13
② 総合学科	14
③ 専門学科	15
④ 学科構成比	17
⑤ 中高一貫教育校	18
(2) 定時制・通信制高等学校	
① 教育の現状とこれまでの対応	19
② 在籍生徒数の推移及び配置の考え方	20
4 県立高等学校の通学区域	
(1) 本県における学区改編の経緯	21
(2) 通学区域検討の必要性	21
おわりに	23

はじめに

本審議会は、平成13年4月、県教育委員会教育長から「生徒減少期における佐賀県立高等学校の再編整備について」諮問を受けた。

その際示された主な審議事項は、「県立高等学校の適正規模、統合基準等の設定について」と「新しいタイプの学校を含めた県立高等学校の適正配置等について」である。

全国的に少子化が進むなかで、本県においても中学校の卒業者数は、近年では平成2年3月をピークとして、その後減少傾向を続けており、今後、10年程度の間に大幅な生徒減少期を迎える見込みである。このような長期にわたる生徒数の減少に対して、現在の県立高等学校の配置のままで対応した場合、学校の規模の面から様々な課題が生じてくることが考えられる。

一方、社会の変化や生徒の多様化に対応し、長期的な展望に立った特色ある学校づくりを推進し、生徒が多様な選択ができるよう教育の質的充実を図ることが、これまで以上に求められている状況にある。

こうしたことから、本審議会としては県立高等学校の再編整備の必要性を認め、県内外の様々なタイプの高等学校や、先進県の教育事情を調査とともに、県内の中小学生や高校生、及びその保護者などを対象としたアンケート調査を実施するなどして、6回にわたり審議会を開催し、銳意審議・検討を重ねてきた。

ここに、生徒減少期における県立高等学校の再編整備の方向性について取りまとめ、答申するものである。

I 県立高等学校の現状と課題

1 生徒減少の状況

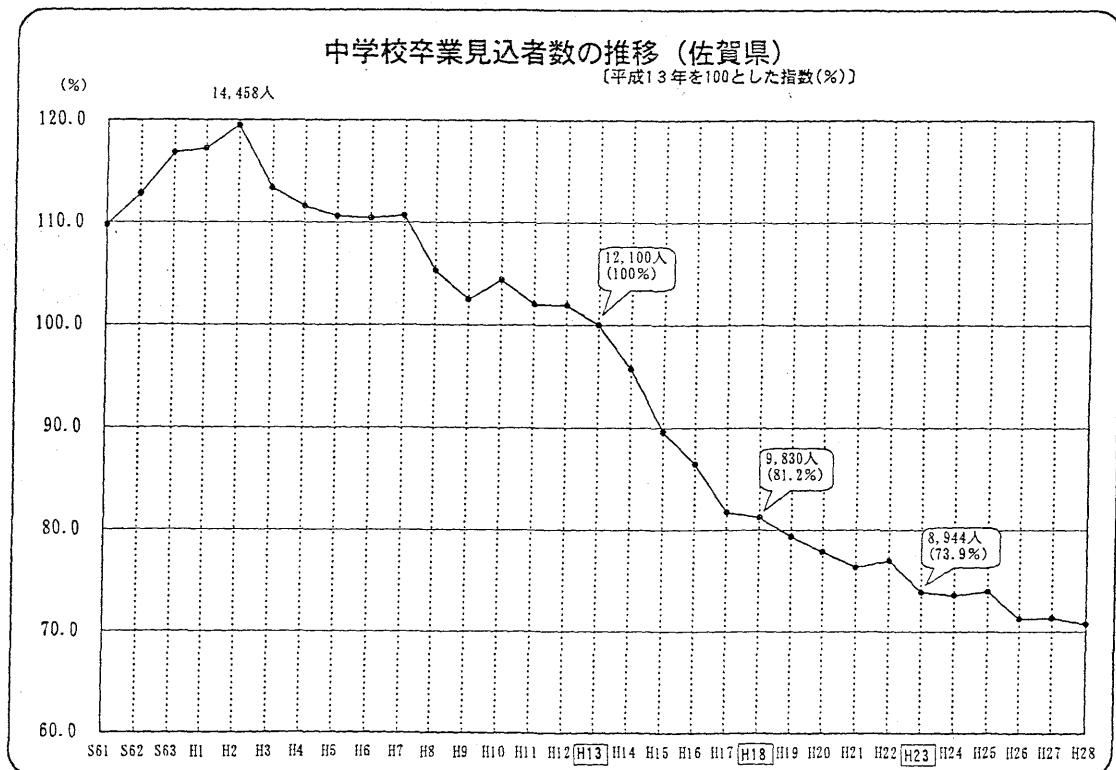
本県の中学校卒業者数は、近年では平成2年3月の14,458人をピークとして、その後減少傾向を続いている。

平成13年3月の中学校卒業者数は12,100人であるが、5年後の平成18年は、平成13年と比較すると約8割の9,830人となり、さらに、10年後の平成23年には、約7割の8,944人となる見込みである。

このような長期的に大幅な生徒の減少に対して、現在の県立高等学校の配置のままで対応していくには、全体的に学校の規模が縮小し、特に小規模校においては、

- 生徒間の多様な個性のふれあいや、生徒同士の切磋琢磨の機会が減少する
- 多様な部活動の展開や、活気に満ちた学校行事の実施が困難となるなど、学校の活力や教育効果等の面で、様々な課題が生じてくることが考えられる。

【参考】



2 県立高等学校の配置状況

＜全日制課程＞

平成13年度生徒募集定員による本県の県立高等学校の配置は、学科ごとにみると次のような状況となっている。

- 普通科は、4つの通学区域（「学区」ともいう。）に分かれており、東部学区に3校、中部学区に5校、北部学区に5校及び西部学区に6校の合計19校が配置されている。
 - 総合学科は、県の東部地区と西部地区にそれぞれ1校ずつの合計2校が配置されている。
 - 専門学科は、県の東部地区に2校、中部地区に5校、北部地区に3校及び西部地区に7校の合計17校が配置されている。
- なお、具体的な県立高等学校の配置は4ページのとおりである。

全県的な視点に立ってこの配置状況をみると、佐賀市を中心とした中部地区の高等学校は、他地区に比して全体的に学校規模が大きいが、地区によっては、現在の県立高等学校38校のままで今後の生徒減少に対応した場合、10年後の平成23年度には1学年の平均学級数が3.5学級程度となるところもあり、地区全体で小規模化が進むことが予測される。

＜定時制・通信制課程＞

定時制課程は、県の東部、中部、西部地区にそれぞれ2校、北部地区に1校、すべて全日制課程の高等学校に併設されている。また、通信制課程は、中部地区の佐賀北高等学校に併設されている。

この両課程の在籍生徒数は、全体の在籍生徒数が減少しているなかで、ここ数年増加傾向にある。

【参考】

佐賀県立高等学校の配置状況（平成13年度）

() 内の数値は、平成13年度の
全日制課程の募集学級数である。



- ※1 致遠館は理数科を併置
- ※2 高志館は国際交流科を併置
- ※3 唐津南は家庭科を併置
- ※4 鹿島実業は家庭科を併置

<全日制課程>

大学科名	学校数
○ 普通科	19
☆ 総合学科	2
○ 農業科	4
● 工業科	6
□ 商業科	6
△ 家庭科	1
合 計	38

<定時制課程>

学校名	学科名
島栖	普通科
島栖工業	機械・電気科
佐賀工業	機械・電気科
有田工業	セラミック・デザイン科
佐賀商業	総合文化科
唐津商業	商業科
伊万里商業	商業科

<通信制課程>

学校名	学科名
佐賀北	普通科 被服科

II 近年の本県高等学校教育改革

1 県立高等学校の改善

高度経済成長期以降、科学技術の進展や産業社会の変化、進学率の上昇に伴う高等学校教育の量的拡大など、高等学校教育を取り巻く環境は大きく変化してきた。こうした状況に対応するとともに、国際化、情報化などの大きな変化が予想される新しい時代を見据えた高校教育改革の必要性が生じてきた。

平成3年4月に提出された「第14期中央教育審議会」の答申は、我が国における第三の教育改革ともいわれ、新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について、幾多の新しい提言がなされた。その後、国においては、これらの提言を踏まえ、高校教育の制度改革を始め、教育内容・方法及び入学者選抜の改善など、総合的な改善がなされてきた。

特に、総合学科は、平成6年度から全国的に設置が始まり、年々、設置校数が増え、平成13年度には全国で163校となっている。

本県においても、高等学校への進学率の上昇に伴う生徒の多様化や学習ニーズの多様化等に対応した高等学校教育を実現するため、平成4年6月に「佐賀県県立学校整備計画審議会」が設置され、本県学校教育の現状における諸課題を踏まえながら、児童生徒が21世紀において創造的で活力ある社会の構成者として活躍できるよう、時代の進展に対応した教育の実現を目指して審議・検討が重ねられた。

平成5年7月には、この審議会から「新しい時代に対応する県立学校の整備・振興計画について」中間答申がなされ、さらに、平成7年2月には、最終答申がなされた。本県においては、これらの答申を踏まえ、これまで、総合学科の設置、単位制の導入、さらには時代のニーズに対応した学科の改編、コースの設置など、特色ある高等学校づくりが進められてきている。

＜総合学科の設置＞

前述の中間答申において、「当面、総合学科を、1～2校に設置してパイオニア的な高等学校とし、将来的には各学区に1校程度の設置を検討する必要がある。」との提言がなされた。

この提言を踏まえ、平成8年度に神埼清明高等学校に総合学科が設置された。また、神埼清明高等学校の成果を踏まえ、平成12年度に嬉野高等学校に総合学科が設置された。さらに、平成14年度には多久工業高等学校への設置が予定されている。

＜単位制の導入＞

単位制についても、前述の最終答申において、「本県の県立高等学校全日制課程においても、生徒の個に応じた教育を促進するため、学校によっては実態を考慮し、『単位制による課程』を導入することが望ましい。」との提言がなされている。この提言を踏まえ、平成8年度に佐賀北高等学校全日制課程に導入がなされた。

また、定時制課程においても、平成10年度に鳥栖高等学校、佐賀工業高等学校、佐賀商業高等学校及び唐津商業高等学校の4校に、さらに、平成11年度には、鳥栖工業高等学校、有田工業高等学校及び伊万里商業高等学校の3校に単位制が導入された。これにより、本県のすべての定時制課程に単位制が導入されたことになる。

なお、佐賀北高等学校通信制課程においては、平成5年度に単位制が導入されている。

＜学科の改編、コースの設置＞

社会の変化や生徒の個性に応じた多様な教育の推進を図る観点から、それぞれの高等学校において、個性化、多様化が求められるようになってきた。本県においては、平成5年度以降、国際関係学科、情報関係学科の設置、また、国際関係コースや理数コースの設置など、時代のニーズに対応した学科改編、コースの設置がなされてきた。

2 中高一貫教育の検討

中高一貫教育は、平成9年度の第16期中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第二次答申）」の提言を踏まえ、平成10年度には学校教育法等が一部改正され、平成11年4月から公立学校への導入が可能となった。

平成13年度までに、全国の国公私立において、中等教育学校7校、併設型15校及び連携型29校の合計51校に導入されている。

本県においては、平成10年7月に「佐賀県公立学校中高一貫教育研究会議」が設置され、「本県における公立学校の中高一貫教育の在り方について」検討がなされた結果、その有効性が確認され、導入方法については、

- まずは、可能な限り早期に、異なる実施形態の2校程度をパイロット的に設置することを検討する必要がある。
- 将来的には、子どもたちや保護者にできるだけ多くの機会を提供する観点から、パイロット校の状況を見ながら、高等学校の通学区域に1校程度の設置を検討する必要がある。

また、実施形態については、次のような報告がなされた。

- 中高一貫教育の趣旨をより十分に生かすため、中等教育学校、または併設型中学校・高等学校が望ましいと考えられる。
- 既設の高等学校を活用する場合、中等教育学校は、高等学校段階での従来の地域のニーズに対応することが難しいなどの課題もあり、その導入については将来的な課題とし、現時点では、併設型中学校・高等学校の方がより望ましいと考える。
- 郡部などの中学校と高等学校の結びつきが強い地域については、研究協力校の研究によっても、連携型中高一貫教育を導入することも意義があると考えられる。

さらに、この研究会議の報告を承け、平成12年4月に設置された「佐賀県公立学校中高一貫教育推進検討会議」から、パイロット校及びその導入の時期について以下のとおりとする報告がなされた。

＜併設型＞県立致遠館高等学校と新たに併設する県立中学校

導入の時期：平成15年4月めど

＜連携型＞県立太良高等学校と太良町立の2中学校（多良中学校、大浦中学校）

導入の時期：平成14年4月めど

この報告を踏まえ、現在、県立致遠館高等学校と県立太良高等学校グループにおいて、「佐賀県公立学校中高一貫教育校設置準備委員会」が設けられ、本県における中高一貫教育の円滑な実施に向けて具体的な準備が進められている。

また、本県中高一貫教育に関する今後の課題として、次のような報告がなされた。

○ パイロット校に続く導入校については、研究会議における、高等学校の通学区域に1校程度とする将来的な導入方針を踏まえ、引き続き検討を進める必要がある。

- ・ パイロット校を除く研究協力校2校（神埼清明高等学校グループ、唐津東高等学校グループ）についても引き続き検討する必要がある。
- ・ 今後の生徒減少期における県立高等学校の再編整備との兼ね合いの中で、地域の実情や生徒・保護者のニーズに応じて、中高一貫教育校の設置促進に向けて更に検討する必要がある。

III 県立高等学校の再編整備の基本的な考え方

1 再編整備の必要性

近年の生徒減少に対して、本県においては、38校の県立高等学校を維持しながら学級減での対応がなされてきたが、今後の長期的で大幅な生徒減少期にあっては、従来の対応では、各学校の小規模化が更に進むことが見込まれる。

学校の小規模化が進めば、諸活動において生徒が切磋琢磨するといった集団活動の基盤を弱くしたり、多様な教育課程を編成することが困難となるなど、学校教育活動を行う上において、様々な課題が生じてくることが考えられる。

一方、国際化、情報化などの社会の変化や、生徒の能力・適性、興味・関心、進路等の多様化に対応し、長期的な展望に立った特色ある学校づくりを推進し、生徒が多様な選択ができるよう教育の質的充実を図ることが、これまで以上に求められている状況にある。

こうしたことから、本審議会においては、長期的・全県的な視野に立って、統合等により学校規模の適正化を図ることを検討するとともに、高等学校教育の質的充実を図る観点から、中高一貫教育や総合学科などの新しいタイプの学校を含めた県立高等学校の適正配置等について検討する必要があると考える。

また、高等学校の通学区域の設定については、国の法改正により、各都道府県教育委員会の判断に委ねられこととなった。このことについても、県立高等学校の再編整備との関わりがあるとの認識に立ち、諮問事項に明記されていないが、この審議会で併せて検討する必要があると考えるものである。

なお、再編整備の検討を行うに当たっては、生徒減少がほぼ落ち着きを見る10年後の平成23年度を1つの目安として検討することが適當であると考える。

2 県立高等学校の適正規模と再編基準

(1) 県立高等学校の適正規模

県立高等学校の適正規模については、国における明確な基準はなく、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の第4条によると、「都道府県は……その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。……」とされている。

今後、生徒減少期における県立高等学校の再編整備について検討を行うに当たっては、その前提となる適正規模について定めておく必要がある。

このため、県内外の高等学校の視察や県外の教育事情の調査を行うとともに、中学生や高校生、及びその保護者などへのアンケート調査を実施するなどして、本県における県立高等学校の望ましい規模について検討した結果、次のような結論を得た。

本県の県立高等学校全日制課程の適正規模は、多様な教育課程の編成、学校行事や生徒会の運営、部活動の活性化など、学校教育活動の活力を維持する観点から、現行の募集定員による学級数で、1学年4学級から8学級（160人～320人）とする。

ただし、この適正規模については、あくまで、望ましい規模であって、これ以外は認められないというものではないが、県立高等学校全日制課程においては、長期的には適正規模を目指す必要があると考える。

なお、平成13年2月現在の国立教育政策研究所の資料によると、全国では37都道府県において高等学校の適正規模が示されており、適正規模を1学年「4～8学級」とするのが22道県であり最も多く、次いで「6～8学級」とするのが8府県である。

(2) 県立高等学校の再編基準

本県においては、現在、県立高等学校が38校あるが、平成13年度の全日制課程第1学年の学級数は222学級であることから、1学年の平均学級数は5.8学級となる。今後、生徒数が8割、やがては7割へと減少していくれば、それに伴い、全体的に学校規模が縮小していくこととなる。

したがって、学校規模の適正化を図るとともに、高等学校教育の質的充実を図る観点から、再編する場合の基準を設けるなどして、県立高等学校の再編整備を進める必要があると考える。

再編する場合の基準は、次のように考える。

次のいずれかに該当する場合は、再編の対象校として検討する必要がある。

(1) 小規模の学校について

1学年2学級の学校で、近い将来、学級増が見込まれない場合、または、1学年3学級の学校で、近い将来、定員を維持することが困難となると見込まれる場合。

(2) 近隣の複数校について

近隣の複数校について、中高一貫教育の導入や総合学科の設置等により、特色ある新しい教育の展開を図ることができるとともに、より一層、生徒や保護者のニーズに応えることができる場合。

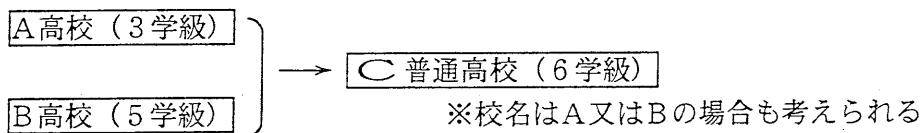
なお、高等学校の再編に当たっては、教育活動の活性化を目指した発展的統合となるよう配慮するとともに、再編後は1学年4学級から8学級の適正規模になるようにする必要がある。

【参考】

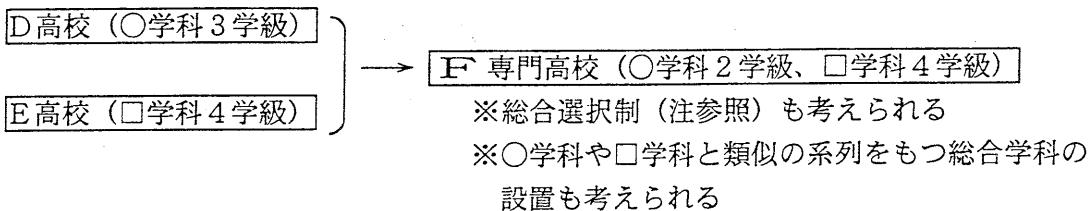
再編基準を適用した再編の具体例

1 再編基準(1)を適用する場合

- ・A高校（普通科）とB高校（普通科）の例

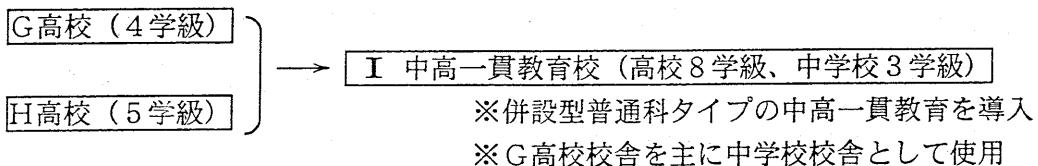


- ・D高校（専門学科○学科）とE高校（専門学科□学科）の例

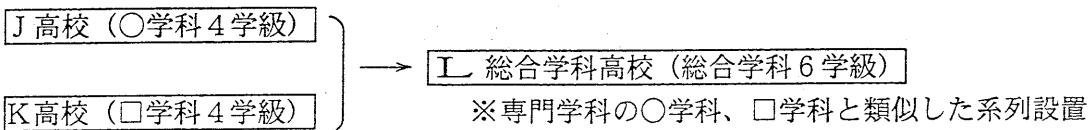


2 再編基準(2)を適用し、新しいタイプの学校を設置する場合

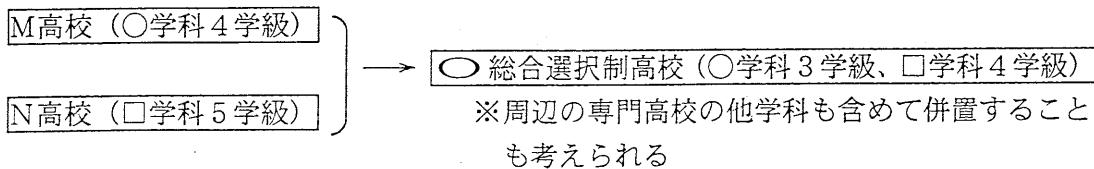
- ・G高校（普通科）とH高校（普通科）の例



- ・J高校（専門学科○学科）とK高校（専門学科□学科）の例



- ・M高校（専門学科○学科）とN高校（専門学科□学科）の例



(注) 総合選択制……複数の異なる学科をもつ学校において、所属する学科の学習を重点的に行なながら、学科の枠を越えて幅広い教科・科目の選択履修ができる制度

3 県立高等学校の適正配置

(1) 全日制高等学校

本県の全日制高等学校については、普通科及び専門学科の学校、並びに総合学科及び中高一貫教育校などの新しいタイプの学校をバランスよく配置する観点から、次のような考え方を基本として適正に配置する必要がある。

- おおむね平成23年度までの学科構成比の目安を踏まえ、地域の特色等も十分に考慮し、全県的に均衡のとれた学科の配置とする。
- 地域ごとの生徒減少の状況を踏まえるとともに、学校選択の機会均等に配慮し、生徒が通学できる範囲に各学科や新しいタイプの学校を配置する。

① 普通科

現在、本県には、普通科高等学校が東部学区に3校、中部学区に5校、北部学区に5校及び西部学区に6校の合計19校が配置されている。これまでそれぞれの高等学校において、社会の変化や生徒・保護者のニーズに対応したコース制の導入を始めとし、多様な教科・科目を開設するなどして特色ある教育活動の展開が図られてきた。

(a) 普通科の在り方

普通科においては、学校の役割や位置づけを踏まえた学校の個性化を図る必要がある。具体的には、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた選択幅の拡大や習熟度別学習の導入を図る必要がある。

また、生徒の学習意欲や進路希望を踏まえた教育課程の見直しを進めるため、特色あるコースや類型等を工夫して、生徒主体の教育課程を編成する必要がある。

(b) 普通科の配置に当たっての考え方

- 既設の高等学校の教育課程の見直しや発展的統合等により、普通科教育の充実を図る必要がある。
- 全県的な配置のなかで、中高一貫教育の導入を含めた再編整備をとおして、特色ある高等学校づくりを進める必要がある。

② 総合学科

総合学科は、本県におけるパイオニア校として、平成8年度に東部地区の神埼清明高等学校に設置された。その後、神埼清明高等学校の成果を踏まえ、平成12年度に西部地区の嬉野高等学校に2校目の設置がなされた。さらに、平成14年度には中部地区の多久工業高等学校に3校目の設置が予定されている。

(a) 総合学科の特色

総合学科は、普通科と専門学科に大別されていたこれまでの学科区分を見直し、大幅な選択履修を可能にしながら普通教育と専門教育を総合的に行う学科である。

また、単位制を採用し、高校必修科目のほかに、進路への自覚を深め将来の職業の基礎となる知識・技術を習得するための原則履修科目（「産業社会と人間」、「情報に関する基礎科目」、「課題研究」）、生徒が自らの適性や進路等に応じて選択し履修する総合選択科目や自由選択科目がある。

総合学科では、これらの幅広く開設された普通科目と専門科目の中から、生徒が興味・関心に応じた自分の学習時間割を作ることにより、就職や進学という目標に沿って主体的に学習することができる。

(b) 総合学科の在り方

変化の激しい現代の情勢にあって、生徒が自らの生きる方向を見いだすことができるよう、生徒の目的意識、進路意識をはぐくみ、自己実現に向かって学びを深めさせていくという総合学科の理念を実現していく必要がある。

専門教科、普通教科にわたる幅広い科目選択、就職にも進学にも対応できるなど、総合学科の特色については少しずつ社会的認知度が高まっている。

今後も生徒の幅広い科目選択を保障し、質の高い学習活動を展開する意味で、少人数の授業展開が可能な体制づくりが必要であると考える。

(c) 総合学科の配置に当たっての考え方

- 既設の高等学校の発展的統合等により、地域の実情や生徒の志望動向に応じて、特色ある教育内容を提供する必要がある。
- より多くの生徒が総合学科で学べるよう、通学できる範囲に1校程度設置する方向で検討する必要がある。

③ 専門学科

専門学科においては、将来のスペシャリストとして必要とされる専門性の基礎・基本を身につけさせるとともに、社会の変化や時代のニーズに対応した学科の改編、新しい学科・コースの設置等により、それぞれの高等学校において、生徒の実態、地域の実情に応じた特色ある高等学校づくりの推進がなされてきた。

(a) 専門学科の在り方

技術革新、国際化、情報化、少子高齢化が進展するなかで、今後の社会においては、地域のニーズに対応できる高度の専門的な知識や技

術・技能を持ったスペシャリストがこれまで以上に必要とされる。

そのため、専門高校では、体験的・実践的な学習を中心に、スペシャリストとして必要とされる基礎・基本の学習に力を入れるとともに、学び続ける意欲・態度を育成することが求められる。また、卒業後の高等教育機関等への接続教育にも十分配慮していくことが重要である。

【農業科】

今後の農業教育には、農業及び農業関連産業の発展を担う人材の育成と地域社会の活性化を図るため、関連機関との連携強化が一層求められている。また、農業各分野のスペシャリストを育成するために、農業の持つ社会的な意義や役割を理解させるとともに、農業の諸課題を主体的、合理的に解決しうる創造的、実践的な能力と態度を育成する農業教育を推進する必要がある。

【工業科】

生産技術の自動化や高度情報化、産業界の国際化が進展するなか、環境などへの配慮が強く求められている。このような状況を踏まえ、工業教育においては、総合的、主体的に対応できる人材を育成するとともに、創造性豊かで実践的な能力の向上を図り、先端技術の学習にも力を入れながら、生徒一人一人の個性を生かした「ものづくり」教育を推進していく必要がある。

【商業科】

社会のグローバル化、経済の国際化、情報化、サービス化等の急速な進展に伴い、商業の各分野においても、経済社会の変化に柔軟に対応できる人材の育成が必要である。したがって、実践的な語学力、情報・会計リテラシーなど、ビジネス教育における基礎・基本に重点をおき、社会の発展に寄与する実践能力を育てる教育を推進する必要がある。

【家庭科】

衣食住、保育、家庭介護等の生活関連産業は、多様な消費者ニーズ

に対応するため、今後ますます高度化、サービス化することが予想される。したがって、これらの分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させるとともに、職業人としての自覚と意欲を持たせ、創造力、企画力を持つ人材を育成する家庭科教育を推進する必要がある。

(b) 専門学科の配置に当たっての考え方

- 生徒・保護者のニーズや通学の便、各地域の特性等を考慮するとともに、全県的な視野に立ち、農業科、工業科、商業科及び家庭科の学科ごとの地域バランスを考慮した再編整備を進める必要がある。
- 小規模化していく専門高校については、複数の学科を併置し、相互に科目選択ができる総合選択制などについても検討する必要がある。

④ 県立高等学校の学科構成比

本県においては、「佐賀県県立学校整備計画審議会」中間答申（平成5年7月）で、平成12年度の目標値が示されており、これまでその答申に示された目標値を踏まえ、普通科の比率を上げ、専門学科の比率を下げる方向で募集定員の策定がなされてきた。

また、この中間答申を踏まえて、平成8年度に神埼清明高等学校、平成12年度には嬉野高等学校へ総合学科が設置されたが、両校とも生徒や保護者のニーズも高く、学習意欲、進路意識など、様々な面において高い評価が得られている。

今回実施したアンケート調査結果においても、総合学科に対するニーズは高く、また、普通科や専門学科については、前回実施された平成5年度と比較すると、調査対象に新しく総合学科を加えた関係で、全体的に比率がやや低くなっているが、生徒・保護者のニーズとしては、前回とほとんど変わりはないと考えられる。

このようなことから、今後は、本県における総合学科へのニーズ等を加味して、次のような学科構成比をおおむね平成23年度までの目安として、再編整備の検討を行うことが望ましいと考える。

＜学科構成比の目安＞

(%)

	普通科	総合学科	農業科	工業科	商業科	家庭科
構成比	56~58	9~10	4~5	13~14	13~14	3

(注) 理数科、国際交流科は、普通科に含まれている。

⑤ 中高一貫教育校

(a) 中高一貫教育の特色

中学校と高等学校を接続し、6年間にわたる計画的・継続的な教育を行うなかで、生徒一人一人の個性や創造性を伸ばす教育を行うものである。

また、中高一貫教育校では、計画的な教育によって生まれる「ゆとり」を活用して、地域の特色を生かした体験活動や、中学生と高校生が一緒に学習するなどの異学年間の学習や交流活動をとおして、豊かな人間性をはぐくむ教育を行うものである。

(b) 中高一貫教育の導入予定

＜連携型中高一貫教育＞

平成14年4月、県立太良高等学校と太良町立多良中学校、大浦中学校において実施される予定である。

＜併設型中高一貫教育＞

平成15年4月、県立致遠館高等学校と県立致遠館中学校（仮称）において実施される予定である。

(c) 中高一貫教育校の配置に当たっての考え方

- 既設の高等学校の発展的統合等をとおして、それぞれの地域に応じた中高一貫教育の導入を図る必要がある。
- 入学を希望するより多くの児童に中高一貫教育が提供できるよう、通学できる範囲に1校程度、併設型中高一貫教育校を設置する方向で検討する必要がある。

(2) 定時制・通信制高等学校

① 教育の現状とこれまでの対応

定時制・通信制教育は、発足当時、経済的事情などにより全日制課程に進学できない青少年に対して、後期中等教育を受ける機会を与えるために設けられた制度であった。

しかし、近年では、全日制課程での教育より定時制・通信制課程での教育を希望する生徒、進路変更により転編入学する生徒、さらには、生涯学習の観点から再び入学する社会人など、多様な生徒が学ぶようになってきている。このような生徒の多様化に対応するため、他県においては、夜間定時制課程に昼間定時制課程を加えた多部制の定時制高等学校、さらに通信制課程も併置した定通独立校を設置して、生徒の多様な学習ニーズに応えているところもある。

本県においては、「定時制・通信制教育に関する研究委員会」の報告（平成2年12月）を踏まえ、平成5年度に、佐賀西高等学校定時制課程の普通科と佐賀商業高等学校定時制課程の商業科が統合され、新しく佐賀商業高等学校定時制課程に総合文化科が設置された。また、定時制・通信制課程に在籍する生徒が、他の高等学校などの定時制・通信制課程において一部の科目を履修し、修得した単位を認めるという、いわゆる「定通併修」や、勤労生徒の学習負担軽減のために、一定の職場での勤労を関連科目（代替科目）の単位の一部として認めることができるという、いわゆる「実務代替」などの推進がなされるとともに、単位制が導

入されるなど、定時制・通信制教育の活性化が図られてきた。

② 在籍生徒数の推移及び配置の考え方

(a) 近年の在籍生徒数の推移

本県の定時制高等学校の在籍生徒数は、平成5年頃まで減少傾向を続けてきたが、その後は増加傾向にある。全国的にも、平成9年以降生徒数が増加している状況にある。

また、本県の通信制高等学校の在籍生徒数もここ数年増加傾向にあり、これは全国的な傾向でもある。

(b) 定時制・通信制高等学校の配置の考え方

- 今後、生徒の志願動向や転編入学者の状況等の調査・研究を更に行うなどして、定時制・通信制高等学校の適正配置について検討を進める必要がある。

4 県立高等学校の通学区域

(1) 本県における学区改編の経緯

通学区域については、昭和23年の新制高等学校の発足に伴い、高等学校教育の普及とその機会均等を図るため法令により定められた。本県においては、それに基づいて昭和26年9月に通学区域が佐賀県教育委員会規則により制定されている。

当初は、10学区のすべてに全日制課程普通科高等学校1校を置く、いわゆる「小学区制」でスタートしている。その後、社会・経済情勢の変化、交通機関の発達、教育人口の変動などにより、問題点や実情にそぐわない面が生じてきたため、「佐賀県立高等学校教育整備振興協議会」（昭和47年設置）における検討の結果、通学区域をある程度拡大する方向で答申がなされている。

その後、意識調査や昭和57年度から実施された教育課程の趣旨等を踏まえて慎重な検討が重ねられ、全日制課程普通科の通学区域については、昭和58年度から4学区に改められて現在に至っている。

その際、所属学区に隣接する学区内の高等学校に志願することを認める規定も設けられた。その場合、入学を許可される者の数は、当該高等学校の募集定員の100分の7を超えないもの（以下「7%枠」という。）とされている。

(2) 通学区域検討の必要性

平成13年7月に、規制緩和を一層推進する観点から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、公立高等学校に必ず通学区域を設けなければならない旨の規定（第50条）が削除された。すなわち、通学区域の設定については、各都道府県教育委員会の判断に委ねられることとなった。

中学生や高校生、及びその保護者などを対象としたアンケート調査結果によると、学区の撤廃を支持する割合は約2割と少ないが、学区の撤廃と拡大を合わせると約4割となっている。隣接学区からの7%枠の拡

大については、約5割が支持している。また、将来、高等学校の再編整備が進むなかで、学区によっては普通科の選択幅が狭まることも考えられる。

このようなことから、本県における県立高等学校の通学区域については、次のように考える。

- 生徒や保護者の学校選択幅の拡大を進める観点から、通学区域を拡大する方向で検討する必要がある。

おわりに

全国的に少子化が進むなかで、各都道府県においては、県立高等学校の再編整備やその検討が、ここ数年急速に進められている状況にある。

本県においても、今後、中学校卒業者数が急激に減少することが見込まれるため、平成13年4月以降約1年間にわたり、本審議会において県立高等学校の再編整備について鋭意審議・検討を続けてきた。

本審議会では、生徒減少期において県立高等学校の教育活動の活力を維持する観点から、1学年の適正規模について審議を行った。さらに、高等学校の規模の適正化や質的充実を図る観点から、再編整備を検討する場合の基準を設けるなどして、今後おおむね10年間を見通した県立高等学校の再編整備について、様々な角度から審議を重ねてきた。

この答申は、生徒減少期における佐賀県立高等学校の再編整備について、その基本方向を述べたものである。したがって、県教育委員会におかれでは、本答申の趣旨を踏まえられ、今後、更に具体的な検討を重ね、長期的・全県的視点に立った再編整備の実施計画を、できるだけ早期に策定されることを期待するものである。

また、県立高等学校の再編整備の推進に当たっては、教育関係者はもとより、保護者及び多くの県民各層の理解と協力が得られ、本県高等学校教育がますます発展することを心から願うものである。